

教職課程科目表 [多文化コミュニケーション学科 中学一種(英語)・高校一種(英語)]

(1) 教職に関する科目

教育職員免許法施行規則		本学該当科目			
教職に関する科目	最低修得単位	科目名	単位数	配当年次	備考
教職の意義等に関する科目	2	教職論	2°	1～2	「資格科目」
教育の基礎理論に関する科目	6	教育原理	2°	2	「資格科目」
		教育史A	2	2～	総合子ども学科専攻科目
		教育史B	2	3～	総合子ども学科専攻科目
		発達心理学	2	2～3	心理学科専攻科目
		学習心理学	2	2～3	心理学科専攻科目
		教育心理学	2	2～3	心理学科専攻科目
		教育社会学	2	2～3	総合子ども学科専攻科目
		子ども社会学	2	3	総合子ども学科専攻科目
教育制度論	2	2～3	総合子ども学科専攻科目		
教育課程及び指導法に関する科目	12 (6)	英語科教育法Ⅰ	2°	2	「資格科目」
		英語科教育法Ⅱ	2°	2	「資格科目」
		英語科教育法Ⅲ	2°	3	「資格科目」
		英語科教育法Ⅳ	2°	3	「資格科目」
		道德教育の指導法(中等)	2°	2	「資格科目」
		特別活動の指導法(中等)	2°	2	「資格科目」
		教育方法論(中等)	2°	2	「資格科目」
		教育方法・技術論	2	2～	総合子ども学科専攻科目
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	4	生徒・進路指導論(中等)	2°	3	「資格科目」
		教育相談(中等)	2°	3	「資格科目」
		カウンセリング心理学	2	4	心理学科専攻科目
教育実習	5(3)	教育実習Ⅰ	1°	3	「資格科目」事前・事後指導
		教育実習Ⅱ	4°	4	「資格科目」事後指導
教職実践演習	2	教職実践演習(中・高)	2°	4	「資格科目」
法定最低修得単位数 中学1種31単位 高校1種23単位		必修合計単位数 中学1種33単位 高校1種31単位			

(注) 1. 単位数欄の○印は必修。

2. 教職に関する科目(上表の本学該当科目)のうち、「教職論」、「教育原理」、「英語科教育法Ⅰ・Ⅱ」、「道德教育の指導法(中等)」、「特別活動の指導法(中等)」、「教育方法論(中等)」は、卒業単位(124単位)に算入されません。
3. 「道德教育の指導法(中等)」は、高校1種については、教科又は教職に関する科目の単位に算入されます。

(2)教科に関する科目(英語)

教育職員免許法施行規則		本学該当科目			
教科に関する科目	最低修得単位	科目名	単位数	配当年次	備考
英語学	1単位以上	英語学入門	2°	2～3	「資格科目」
英米文学	1単位以上	英米文学入門	2°	2～3	「資格科目」
英語コミュニケーション	1単位以上	多文化英語ⅠA	2°	1～3	多文化コミュニケーション学科専攻必修
		多文化英語ⅠB	2°	1～3	多文化コミュニケーション学科専攻必修
		多文化英語ⅡA	2°	1～3	多文化コミュニケーション学科専攻必修
		多文化英語ⅡB	2°	1～3	多文化コミュニケーション学科専攻必修
		多文化英語リーディング演習Ⅰ	2°	1～3	多文化コミュニケーション学科専攻科目
		多文化英語リーディング演習Ⅱ	2°	1～3	多文化コミュニケーション学科専攻科目
異文化理解	1単位以上	異文化理解論	2°	3	多文化コミュニケーション学科専攻科目
		ヨーロッパ文化・社会論	2	2～	多文化コミュニケーション学科専攻科目
		文化人類学Ⅱ	2	2～	多文化コミュニケーション学科専攻科目
		多文化社会論A	2	2～	多文化コミュニケーション学科専攻科目
		多文化社会論B	2	2～	多文化コミュニケーション学科専攻科目
		多文化社会論C	2	2～	多文化コミュニケーション学科専攻科目
		アメリカ文化・社会論	2	2～	多文化コミュニケーション学科専攻科目
		環境と開発	2	3～	多文化コミュニケーション学科専攻科目
		国際関係論入門	2	3～	多文化コミュニケーション学科専攻科目
法定最低修得単位数 中学1種20単位 高校1種20単位		必修合計単位数 中学1種18単位 高校1種18単位			

(注)1. 単位数欄の○印は必修。

2. 中学1種・高校1種とも、上表の科目から、必修以外に最低2単位以上修得しなければなりません。

◎中学1種・高校1種とも、免許取得のためには(1)教職に関する科目・(2)教科に関する科目・(3)教科又は教職に関する科目の法定最低修得単位数をそれぞれ充たした上で、(1)(2)(3)の合計単位数が59単位以上必要となります。

※中学1種・・・(1)(2)(3)の本学必修科目(選択必修を含む)の合計=54単位

高校1種・・・(1)(2)(3)の本学必修科目(選択必修を含む)の合計=54単位

中学1種・高校1種とも、卒業までに本学で定める最低修得単位数に加え、(1)又は(2)の科目から最低5単位以上修得しなければなりません。ただし、(2)の科目からは、最低2単位以上修得しなければなりません。

(3) 教科又は教職に関する科目

教育職員免許法施行規則		本学該当科目			
教科又は教職に関する科目	最低修得単位	科目名	単位数	配当年次	備考
		人権教育	2°	1～3	「資格科目」
		介護等体験	1°	3～4	「資格科目」
法定最低修得単位数 中学1種8単位 高校1種16単位		必修合計単位数 3単位			

(注)1. 単位数欄の○印は必修。

- 「介護等体験」登録にあたっては、2年次終了までに登録しなければならない科目のうち、前期開講科目の単位が取得できていなければならない。
- 法定の最低修得単位数に不足する中学1種5単位、高校1種13単位については、(1)又は(2)の余剰単位で補わなければならない。

(4) 第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則		本学該当科目			
第66条の6に定める科目	最低修得単位	科目名	単位数	配当年次	備考
日本国憲法	2	日本国憲法	2°	1～3	「資格科目」
体育	2	健康・スポーツ科学実習A	1	1～3	2科目以上 選択必修 (全学共通科目)
		健康・スポーツ科学実習B	1	1～3	
		健康・スポーツ科学実習C	1	1～3	
		健康・スポーツ科学実習D	1	1～3	
外国語コミュニケーション	2	英語会話Ⅰ	2°	1～3	全学共通科目
		英語会話Ⅱ	2°	1～3	全学共通科目
情報機器の操作	2	探検コンピュータⅠ	1°	1～3	全学共通科目
		探検コンピュータⅡ	1°	1～3	全学共通科目

(注)1. 単位数欄の○印は必修。

- 卒業に必要な単位及び教育職員免許法に定める(1)(2)(3)の59単位に加え、(4)に定める最低必要単位を修得しなければ教育職員免許状授与の所要資格を得ることができない。